

碧南市民憲章実践者表彰規程

第1条 この規程は、碧南市民憲章の精神にもとづきあたたかく明るい郷土「碧南」をつくることにつとめたもの（以下「実践者」という。）の表彰について必要な事項を定めるものとする。

第2条 実践者の表彰は碧南市民憲章推進協議会（以下「推進協議会」という。）が行い表彰状及び記念品を贈与する。

第3条 表彰は次のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 市民の健康、安全な暮らしのためにつとめている個人及び団体
- (2) なごやかな家庭、明るい職場づくりのためにつとめている個人及び団体
- (3) きまりを守り、助けあい、しあわせな市民生活のためにつとめている個人及び団体
- (4) 豊かな自然と美しい郷土をつくることにつとめている個人及び団体
- (5) 健全な青少年の育成、地域の文化を高めることにつとめている個人及び団体
- (6) このほか、顕著な善行の実践者

第4条 実践者の選考は、市内関係機関及び団体並びに一般市民等の推薦にもとづいて推進協議会常任委員会が行う。

第5条 表彰は、年1回行う。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は推進協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和50年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行する。

碧南市民憲章実践の主な例

表彰規程第3条の該当事項としては、次の行為が例としてあげられる。

・実践例

| 行 為 | 内 容 |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 人命救助 | 災害、交通等献身的に人命救助に尽力した功労 |
| (2) 青少年の指導育成 | 青少年の善導、非行化防止等その指導育成に努力している功労 |
| (3) 環境美化 | 環境美化に努め人々から感謝されている功労 |
| (4) 公德心の涵養 | 交通道德、公共物愛護精神その他公德心の実践普及に努めている功労 |
| (5) 社会福祉への貢献 | 社会福祉施設又は不遇な人達を慰問激励し、奉仕活動等に尽くしている功労 |
| (6) 文化の高揚 | 文化の高揚に著しく貢献している功労 |
| (7) 個人生活の徳行 | 個人生活の徳行が近隣の人々から賞賛され人々の模範となっている功労 |
| (8) スポーツ又は技芸 | スポーツ又は技芸を通じて著しく社会に貢献している功労 |
| (9) 寄付 | 民間団体等に一つの目的をもって長年継続した善行 |
| (10) その他 | 以上のほか顕著な善行 |